

静岡県告示第569号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和5年10月1日から施行する。

なお、静岡県公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和元年静岡県告示第275号）は、令和5年9月30日限りで廃止する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

区分	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	490円	200円	100円